

総務省 規制の事前評価書

(防火対象物の用途区分の見直し)

所管部局課室名：消防庁予防課

電 話： 03-5253-7523

評価年月日：平成24年12月21日

1 規制の目的、内容及び必要性

(1) 規制の改正の必要性（現状及び問題点）

消防法施行令別表第1において、防火対象物を主としてその用途により区分して掲げることにより、消防法上の規制が特になされるべきものを政令上取りあげられる場合に、その項番号によって特定できるようにしている。例えば、消防法第17条の消防用設備等の設置・維持の義務がかかる防火対象物は、消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物とされており、消防法施行令別表第1の用途区分ごとに、構造・規模等に応じて、必要な消防用設備等の設置及び維持の基準が異なっている。

現行の消防法施行令別表第1では、高齢者、障害者等の福祉援護施設については、(6)項口及びハに規定しており、

- ・ (6)項口では、老人児童等の福祉援護施設のうち、主として自力避難困難な者が入所する（当該施設内で就寝する）施設、
- ・ (6)項ハでは、(6)項口以外の施設で、自力避難が困難な者が利用する可能性があることに加え、自力避難が困難とは言いがたいものの、避難に当たり一定の介助が必要とされる高齢者、障害者等が利用する蓋然性が高い施設、

をそれぞれ規定している。

一方で、福祉サービスの多様化に伴い、介護保険制度外の事業などの法定外の福祉サービスを自主事業として提供する施設が出現し、以下のとおり、消防法施行令別表第1(6)項口及びハにおける分類と実態が整合しない状況が生じている。

- ① 現行の(6)項ハに分類された施設（軽費老人ホーム等）において、避難が困難な要介護者を主として入居や宿泊をさせているなど、利用実態が(6)項口の施設と変わらないものがある。
- ② 現行の(6)項口又はハに掲げられた施設（老人短期入所施設、有料老人ホーム、保育所等）と類似した事業を行う施設で、福祉行政上これらの施設と扱われておらず、別表第1における取扱いが不明確なものがある。

(2) 規制の改正の目的及び内容

【規制改正の目的】

防火対象物の用途区分の見直しを行う。

【規制改正の内容】

上記のとおり、消防法施行令別表第1における防火対象物の用途区分について、実態と乖離した状況が生じているため、「予防行政のあり方に関する検討会」（委員長：平野敏右 東京大学名誉教授）において検討を行った結果、以下のとおり見直しを行うこととする。

- ・ 現行の（6）項ハに規定されている軽費老人ホーム等のうち、避難が困難な要介護者を主として入居や宿泊をさせている施設について、（6）項ロに位置づけることとする。（上記①への対応）
- ・ 現行の（6）項ロ又はハに規定されている施設に類する施設で、総務省令で定めるものを新たに（6）項ロ及びハに位置づけることとする。（上記②への対応）

2 規制の費用

（1）遵守費用について

現行の別表第1（6）項ハに分類された施設（軽費老人ホーム等）において、避難が困難な要介護者を主として入居や宿泊をさせているなど、利用実態が別表第1（6）項ロの施設と変わらないものについては、別表第1（6）項ロに相当する消防用設備等の設置等を、消防機関の指導の範囲で行っていることが多い。また、別表第1（6）項ハに分類された施設が別表第1（6）項ロに移行するにあたっては、新たにスプリンクラー設備の設置が必要になるケースが多いと考えられるが、これについては厚生労働省の補助金（1,000㎡未満の場合：9千円の範囲内で都道府県知事が定めた額／1㎡、1,000㎡以上の平屋建ての場合：17千円の範囲内で都道府県知事が定めた額／1㎡）の対象となっており、事業者の費用負担額は一定程度軽減が図られている。なお、施設の規模等の違いによって事業者の費用負担額は異なるため、当該費用負担額を定量化することは困難である。

また、現行の別表第1（6）項ロ又はハに掲げられた施設（老人短期入所施設、有料老人ホーム、保育所等）と類似した事業を行う施設で、福祉行政上これらの施設と扱われていないものについては、運用において営業形態、サービスの内容、サービス受給者の要介護等の程度の要件を総合的に判断して用途を判定することとされており、あくまでも法令上の規定の明確化を図るものであることから、新たな費用負担は限定的なものであると考えられる。

（2）行政費用について

今回の改正によって影響を受ける高齢者及び障害者等の福祉援護施設の事業者等に対する制度改正の周知・徹底など、改正後の制度の円滑な施行に向けた準備に要する費用が発生する。

（3）その他の社会的費用

福祉サービスの多様化に伴い、介護保険制度外の事業などの法定外の福祉サービスを自主事

業として提供する施設が出現したことなど、社会情勢等の変化により、規制の必要性が生じたものである。なお、今後建設される高齢者及び障害者等の福祉援護施設の利用者負担額について、今回の改正の影響を受けることも考えられるが、上記のとおり事業者の費用負担額は限定的なものであるため、利用者負担額についても限られたものになると考えられる。

3 規制の便益

(1) 遵守便益

消防法施行令別表第1における防火対象物の用途区分について、実態と乖離した状況が生じているものについて、法令上の位置づけを明確にすることによって、高齢者及び障害者等の福祉援護施設の事業者は、設計時等における防火対象物の用途区分の判定が容易になり、設計及び工事を円滑に行うことができるようになるの見込まれる。高齢者及び障害者等の福祉援護施設において、より適切な防火管理体制が取られることとなり、火災発生時の被害の軽減等が図られると考えられる。

(2) 行政便益

消防法施行令別表第1における防火対象物の用途区分について、実態と乖離した状況が生じているものについて、法令上の位置づけを明確にすることによって、防火対象物の用途区分の判定が容易になり、防火対象物の用途区分の判定にかかる費用が軽減されると見込まれる。

(3) その他の社会的便益

高齢者及び障害者等の福祉援護施設において、火災発生時の被害の軽減等が図られることによって、火災予防の実効性の向上に資すると考えられる。

4 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

今回の改正を行った場合の費用については、上記のとおり、現行制度下においても概ね指導又は運用の範囲で対応がなされているものであることから、新たな費用負担は限定的なものである一方で、高齢者及び障害者等の福祉援護施設において、実態と乖離した状況が是正されることによって、上記のとおり、当該施設における火災発生時の被害の軽減が図られ、また、高齢者及び障害者等の福祉援護施設の事業者及び消防機関においても、用途区分の判定にかかる費用が軽減されると考えられることから、今回の改正に伴う費用は便益に見合ったものであり、今回の改正は適切かつ合理的なものであると考えられる。

5 有識者の見解その他関連事項

消防庁では、平成23年度に「予防行政のあり方に関する検討会」（委員長：平野敏右 東京大学名誉教授）において取りまとめられた「今後の火災予防行政の基本的な方向について」を踏ま

えた対応について（報告）」を踏まえて、平成24年度に「予防行政のあり方に関する検討会」において検討を行った。

なお、今回の改正は、「予防行政のあり方に関する検討会」における検討内容を踏まえたものである。

6 レビューを行う時期又は条件

今後の火災予防の実態を踏まえつつ、必要があると認められるときは、レビューを行うものとする。